

不審者対応マニュアル

朝霞市立朝霞第八小学校

【想定事例】

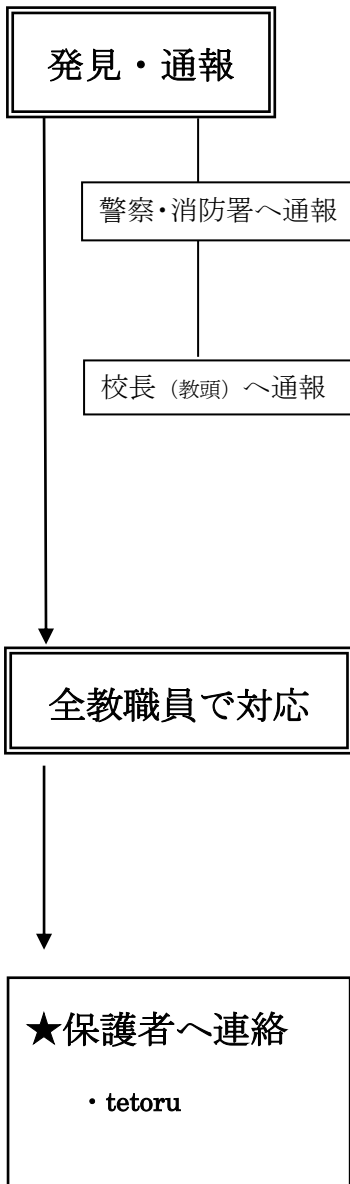
鉄パイプを持った男が侵入し、近くにいた児童等に殴りかかってきた。

《未然防止のポイント》

- 名札を付けていない来校者には、名前や用件を尋ねる。
- 不自然な言動等が見受けられた場合は、
 - ・言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に退去するよう説得する。
 - ・相手の動きを把握できる位置で距離を取りながら、会議室等へ案内する。
- 必要に応じて警察へ通報する

〈対応の流れ〉――

〈具体的な対応〉――



- (1) 他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
 - ・対応するときは複数で対応し、相手の動きが読み取れる位置で距離を取る。
- (2) 直ちに警察署、消防署へ通報する。
- (3) 要請を受けた教職員は複数で現場へ急行し、防犯用具（さすまた等）や身近な物（椅子等）で不審者の行動を抑止しながら、児童等を不審者から引き離す。
 - ・あくまで警察が到着するまでの時間の確保が目的であって、不審者の確保が目的ではない。
 - ・負傷者がいた場合には、負傷の部位、程度や周囲の状況等把握し、応急措置を行う。
- (4) 校長（川村、越後教頭）へ通報する。
- (5) 避難の指示を行う。
 - ・児童及び教職員の安全を守ることを第一とする。
 - ・緊急放送等により事態を知らせ、教職員が児童等の動揺を鎮めながら安全な場所へ避難させる。
 - ・避難させるべきか、教室等に待機させるべきかの判断は状況によるが、不審者から児童等を遠ざけることを目的とする。
 - ・放送設備が使用できない場合の伝達手段を確保しておく。
 - ・事件現場を児童等が目に見ないようにする。
- (6) 警察等の現場検証に備えて、現場を立ち入り禁止にするなど現場の保存を行う。